

基本業務戦略

各事業分野における取り組みの前提として、政策金融にかかる政府の方針(平成 14 年 12 月 17 日閣議決定「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」)に従い、経済財政諮問会議の結論を踏まえ、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)で示された事業の見直しを着実に実行し、業務の不断の見直しを行いつつ、全行的に以下を業務運営上の重要課題と認識して取り組んでいきます。

事業に関する課題

- 課題 1: 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
- 課題 2: 効果的な政策実現のための多様な金融手段の有機的な活用
- 課題 3: 国際機関・他国公的機関との積極的な連携
- 課題 4: 環境問題に対する配慮の徹底及び環境改善案件への積極的取り組み
- 課題 5: 中堅・中小企業向け支援内容の充実

財務に関する課題

- 課題 1: 適正な損益水準の確保
- 課題 2: 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

組織能力に関する課題

- 課題 1: オペレーションの機動的・効率的な実施
- 課題 2: 我が国国民の意見・要請の適切な反映
- 課題 3: 利用者の視点に立った業務の改善
- 課題 4: 情報公開・広報活動の推進

各課題に対する取り組み例及びその達成状況を測るための指標は、**別表**のとおりです。

なお、指標については、目標の達成状況をできるだけ適切に表すものを採用するよう、必要に応じ見直しを行います。

分野別業務戦略

以下の6つの各事業分野においては、「業務方針」に関連して設定した指標に基づき、各事業分野に関する経済社会情勢等を把握・分析した上で、業務戦略の方向性及び制約要因を現時点での基本認識として示しました。

そして、その基本認識に基づき、本行にとっての課題を抽出していますが、各課題に対する取り組みについては、多様なアプローチがあり、また機動的・弾力的な対応が求められることから、取り組みにあたっての達成度合いを評価・モニタリングするための指標については、固定化することなく、国民に対する成果重視の観点から、適切に見直すこととします。

なお、国際協力銀行は、政府の対外経済政策の実施機関であり、政府の政策に沿った適時・適切な業務運営を求められていることから、課題自体についても固定化することなく、政府の政策に即応して随時必要な見直しを行うこととします。

(6つの事業分野)

国際金融秩序安定への貢献

開発途上国の経済社会開発支援

我が国の資源の安定確保

我が国の資本・技術集約型輸出の支援

我が国産業の国際的事業展開の支援

開発途上国の地球規模問題への対応支援

(注)上記6事業分野は、内部における運営管理上、国際協力銀行法に基づく業務を、国民に対する成果の観点から括り直したものです。

但し、ある事業分野の課題に対する1つの具体的取り組みが、複数の事業分野の課題への対応として効果を発揮する場合がありますので、複数の事業分野の相互に関連する課題を十分に配慮し、業務を推進することとします。

[事業分野 : 国際金融秩序安定への貢献]

1. 基本認識

(1) 本事業分野に関する経済社会情勢等の現状

- ・ 昨今、金融取引技術の飛躍的進歩や、ヘッジファンド等の新しいタイプの投資家の影響力増大等の結果、これまでに見られなかった国際金融システムの不安定要因が現れてきています。こうした中、1997年には、アジアの一部の国に対する市場の信認低下による短期資本の急激な流出を発端とする新型の金融危機が発生しました。その收拾に対し、国際機関や我が国をはじめとする先進諸国が大規模な支援を実施、本行も政府の新宮澤構想の下、危機に見舞われた国々に対し機動的な支援を行いました。これらの一連の支援で得られた教訓を基に、こうした新型の危機の予防・收拾に取り組むことが、国際経済社会にとって重要な課題となっています。
- ・ 開発途上国、特にアジア諸国に対する長期民間資本純流入額は、1980年代から1997年にかけて急激な伸びを見せていましたが、アジア通貨危機発生により大幅に落ち込み、未だ危機発生前の水準には回復していません。

(2) 業務戦略の方向性

- ・ 上記(1)にあるとおりアジア経済は、国によって程度の差はあるものの危機の影響から完全に立ち直ってはならず、再び力強い経済発展を取り戻すとともに、それを維持し危機の再発を予防するためには、アジア各国における安定的かつ強靱な金融システムの構築が必要です。
- ・ アジア各国におけるこうした取り組みに対する協力が国際機関や先進諸国に求められていますが、特に、これらの国々と密接な経済関係を有する我が国にとってはこうした協力は重要であると考えられます。
- ・ なお、万一、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合における機動的対応を可能とする体制の確保も重要です。

(3) 業務戦略の制約要因

- ・ 本行が政府の対外経済政策の実施機関であることから、政府の本事業分野に関わる政策の変更により目標自体が見直されます。
- ・ また、本行の支援を必要とする日本企業や開発途上国のニーズの変化等によっても、戦略の実施状況が大きく左右されるところ、それらに影響を与える主なものとしては、以下のものが考えられます。
 - 国際金融市場への参加者の動向
 - 開発途上国の経済運営の安定性
 - 国際機関・他先進諸国を含めた国際協調体制

2. 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み、及び取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を例示します。

課題1： アジア地域における市場の信認回復のための健全な経済運営に対する支援強化

危機の影響を受けたアジア各国における経済回復及び危機再発防止のためには、市場の信認を取り戻すことが必要であり、そのためには、当該諸国において健全な経済運営を確立することが不可欠です。これに必要な構造調整実施のための支援が、国際機関及び本行を含めた先進諸国の公的機関に求められています。

取り組み例

例： アジア地域の国と国際機関等による構造調整プログラム作成及びモニタリング過程における知的協力の推進

(指標)

- ・ アジア地域の国のマクロ経済政策について、当該国政府・国際機関等と協議を行った回数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
20	19	23	51

課題2： アジア各国のマクロ経済動向に関するモニタリング強化

アジア各国における国際金融危機に繋がる事象を早期に発見し、適時に適切な対応を行うために、本行が各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府及び国際機関・他国公的機関並びに民間部門とのネットワークを活用し、それら諸国のマクロ経済動向をモニタリングしていくことが必要です。

取り組み例

例： マクロ経済動向を定期的にモニタリングするアジア地域の国数の拡充

(指標)

- ・ 常時マクロ経済動向をモニタリングしているアジア地域の国数

(参考)実績値	計画値
---------	-----

1999	2000	2001	2002
12	13	11	13

課題3： アジア各国の国際金融市場における資金調達支援

アジア各国が市場からの信認を回復し、国際金融市場からの資金調達を自国の経済成長に見合ったペースで拡大できるよう、それらの国に対する民間資本フローを促進するために、保証の提供等を積極的に行い、民業補完を推進していくことが求められています。

取り組み例

例： アジア地域向け民間資本フローの拡充につながる案件に対する支援

(指標)

- ・ 本行の支援対象案件によるアジア地域への実際の中長期民間資本流入額(モニタリング指標)

(参考)実績値		
1999	2000	2001
1,052 億円	220 億円	402 億円

以下の課題は、国際金融危機が発生した場合、あるいは危機に繋がる事象が発生した場合のものとして念頭に置くものです。

課題4： 効果的・効率的な危機收拾支援のための国際機関等との連携強化

課題5： 早期危機收拾のための積極的貢献

課題6： 社会的弱者への配慮の強化

課題7： 危機收拾のための民間資金の活用

課題8： 危機收拾支援の迅速な実施

[事業分野 : 開発途上国の経済社会開発支援]

1. 基本認識

(1) 本事業分野に関する経済社会情勢等の現状

- 円借款の年次供与国の平均1人あたり国民総所得は、1995年の620ドルから2000年には760ドル、また、保健・教育面を含む生活の質についても、平均の人間開発指標(HDI)が1992年の0.534から1997年の0.624と上昇しています。このように改善が見られるものの、例えば、日本(2000年の1人あたり国民総所得:34,210ドル、1997年のHDI:0.924)と比べ、依然として低い水準にとどまっています。
- また、開発途上国の貧困人口は減少せず、世界の総人口の約1/4に相当する人々が1日1ドル以下で生活しており、貧困問題への対処が重要な課題となっています。
- 1人あたり国民総所得及び人間開発指標を国毎に見ると、それぞれ、マレーシアで3,380ドル、0.768、バングラデシュで380ドル、0.440と開発途上国の間でも大きな格差があります。
- 国際社会では、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにおいて「国連ミレニアム宣言」が採択されており、これを受けてまとめられた「ミレニアム開発目標(MDGs)」では貧困の削減、保健・教育の改善、環境保全等に関する2015年までの達成目標が示されています。
- 日本政府も、国連ミレニアム宣言に参加するとともに2002年8~9月に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)において「小泉構想」を発表し、人づくり、自立的な成長を通じた持続可能な開発と貧困削減の促進、環境の各分野で具体的な支援を実施していくとの日本の貢献の決意が示されています。

(2) 業務戦略の方向性

- 開発途上国の開発においては、貧困問題とグローバル化に伴う所得格差の拡大が重要な課題となっており、これらの課題に対し、各国の状況に応じて対応することが必要です。
- 我が国国内においては、厳しい経済・財政事情と開発途上国の債務問題により、一層効果的かつ効率的に開発途上国の経済社会開発を実施すべきとの議論があります。また、開発途上国の開発問題への関心の高まりから、広く国民等に関われた業務への期待や、相手国に我が国による支援であることをもっと理解されるようにとの要請が高まっており、これらの要請や期待に応えることが必要となっています。

(3) 業務戦略の制約要因

- 本行が政府の対外経済政策の実施機関であることから、政府の本事業分野に関わる政策の変更により目標自体が見直されます。特に、本事業分野は、政府の外交政

策・ODA 政策に沿って実行されることが前提となっています。

- また、本行の支援を必要とする日本企業や開発途上国のニーズの変化等によって目標の達成状況が大きく左右されるところ、本事業分野において、それらに影響を与える主なものとしては、以下のものが考えられます。

- 開発途上国の政治・経済状況

2. 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を例示します。なお、指標には、計画値を上回る、又は下回ればよいもの、計画値の水準にあることがよいもの(大幅に上回る、又は下回ることが却って不適切なもの)があり、それに応じて適切に評価・モニタリングします。

課題1： アジアを中心とした各国の多様な開発ニーズを踏まえた選択的な支援の推進

アジア地域は我が国と政治・経済的に密接な関係を有しており、同地域を中心とした支援を行うことが求められています。

また、経済社会開発に対処するために必要な方策は、各国の経済発展段階・社会経済体制や歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により異なります。こうした中、厳しい財政状況の下、我が国として、より効果的かつ効率的な支援を行うため、各国の状況をよりの確に捉え、開発ニーズの高い分野に対する選択的な支援が求められています。

取り組み例

例1： アジア地域を中心とした支援

(指標)

- 円借款承諾案件のうちアジア地域に対する本行支援案件の承諾額の割合(モニタリング指標)

(参考)実績値		
1999	2000	2001
82%	83%	90%

例2： 多様な開発ニーズを踏まえた優先分野への重点的・選択的な支援

(指標)

- 主要支援対象国の国毎の優先分野に対する円借款承諾額の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
65%	77%	92%	77%

課題 2： 貧困削減への対応の強化

開発援助において貧困問題が国際的に大きな課題となっており、貧困削減は、ミレニアム開発目標の第一の目標となっています。貧困削減への対処として、経済社会インフラ整備による経済成長の促進とともに、貧困層への支援を直接の目的とする案件についても、より積極的に取り組むことが求められています。

取り組み例

例1： 貧困層への支援を直接の目的とする案件(「貧困対策案件」)への支援

(指標)

- ・ 円借款承諾案件のうち、「貧困対策案件」に対する出融資承諾案件数の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
17%	18%	12%	15%

例2： 貧困層による開発プロセスへの参加促進への支援

(指標)

- ・ 「貧困対策案件」のうち、貧困層が案件形成段階において参加した承諾案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
29%	25%	29%	43%

課題3： 開発途上国の経済的自立に必要な民間経済活動を推進する支援

開発途上国の経済成長を促進するとともに、雇用・所得の機会増加を通じ貧困を削減するためには、民間の経済活動の活性化が必要であり、これを推進する支援が求められています。

取り組み例

例1： 開発途上国の民間活動の拡充に対する支援

(指標)

- ・ 開発途上国の民間活動を支援する出融資保証承諾案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
4%	2%	3%	6%

(注)分母は本行の全出融資保証承諾案件数

例2：民間経済活動に必要な人材育成の拡充に対する支援

(指標)

- ・ 円借款承諾案件のうち人材育成案件の出融資承諾案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
4%	3%	12%	15%

例3：地方への産業の分散化を進めるための地方開発促進に対する支援

(指標)

- ・ 円借款承諾案件のうち地方中核都市におけるインフラ整備に対する出融資承諾案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
31%	24%	40%	43%

課題4：知的協力の推進

経済社会開発を効果的に進めるためには、当該国における開発政策・制度が適切に策定・運営され、事業の運営維持体制等がしっかりと整備されることが必要と考えられます。従って、開発政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等について、我が国及び本行の持つ知見・ノウハウを活用しつつ、知的協力を積極的に推進することが求められています。

取り組み例

例1：支援対象国に対する債務管理能力向上に対する支援

(指標)

- ・ 開発途上国向けの債務管理能力向上のためのセミナー・研修の実施国数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
5	4	11	9

例2：開発政策の立案・案件形成から完成後の運営・維持管理に至るあらゆる段階における知的協力の推進

(指標)

- ・ 調査業務(SAF・SADEP)、セクター調査、その他の機会を通じた提言件数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
81	88	90	88

例3： 問題解決、優良案件形成における経験・教訓の途上国との共有の強化

(指標)

- ・ 開発途上国に対するフィードバックセミナーの開催件数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
2	3	10	4

課題5： 我が国国民の参加と他の援助形態・機関等との連携による開かれた円借款業務の推進

円借款を含む我が国の政府開発援助(ODA)に関して、説明責任の徹底、効果的な開発援助の実施等の要請が高まっていることから、国民参加の業務及び他の機関・市民社会・途上国の地域社会等との連携・協調による業務を推進することが求められています。

取り組み例

例1： 円借款業務の企画立案、案件形成における国民参加の業務運営の推進

(指標)

- ・ 「提案型案件形成調査」等を活用し国民の知見・アイデアを取り入れた案件形成の件数(1999、2000年度は制度がないため数値なし。)

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
N.A.	N.A.	-	8

(注) 通常SAPROFと異なり、本行にて調査の方針、専門家の構成につき指示を出さず、これを含めサービス提供者(応札者)よりプロポーザルの提出を求めるものです。応札者の特定の国、特定のセクターにおける知見を十分に生かすことを目指しています。

例2： 現場における経験や知見を有する内外のNGOやCBO等の市民社会及び地域社会と協力・連携した支援の推進

(指標)

- ・ NGO・CBO等の市民社会・現地の地域社会が参加した円借款承諾案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
10%	7%	12%	15%

例3： 都市基盤整備・公害対策・地方行政サービス等の経験・知見を有する我が国地方公共

団体と協力・連携した支援の推進

(指標)

- ・ 地方公共団体の協力を組み入れた円借款承諾案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
1%	1%	-	2%

例4：我が国のほかの援助形態(技術協力・無償資金協力)と一体となった支援の推進

(指標)

- ・ 無償資金協力・技術協力と連携した円借款承諾案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
27%	25%	31%	28%

例5：他の援助機関や国際機関が参加する国際的枠組みにおける知的協力の推進

(指標)

- ・ 開発支援に関する国際的枠組み(PRSP・CDF)、又は国際機関との連携によるセクター会合における提言件数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
12	19	18	30

課題6：円借款業務の質の向上

従来以上に債務負担能力に配慮した支援及び円借款業務の効果的かつ効率的な実施を図るため評価の充実を図ること等を通じ、質の高い業務を行うことが求められています。

取り組み例

例1：債務状況に配慮した支援の推進

(指標)

- ・ マクロ経済調査、債務負担能力調査の実施件数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
5	4	5	8

例2：評価の充実

(指標)

- ・ 全評価件数に対する第三者評価(第三者の意見を徴求した評価を含む)の実施割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
39%	19%	79%	100%

[事業分野 : 我が国の資源の安定確保]

1. 基本認識

(1) 本事業分野に関する経済社会情勢等の現状

- ・ 我が国の 1999 年における主要資源の対外依存度は、石油:99.7%、天然ガス:97.3%、鉄鉱石:100%、銅:99.9%、となっています。
- ・ 日本企業の権益取得または長期引取契約を通じて、我が国が確保可能なエネルギー資源量は、石油については 1993 年の 36.0 百万 kl から 1999 年の 37.8 百万 kl へとほぼ横這いで推移し、LNG については 1993 年の 36.4 百万トンから 1999 年の 50.8 百万トンへと増加しています。
- ・ また、アジア地域に対する 1 次エネルギー総供給量(石油換算)は、近年のアジア諸国の経済成長に見合って、1990 年の 1,526 百万トンから、1998 年の 2,158 百万トンへ大幅に拡大しています。

(2) 業務戦略の方向性

- ・ 上記(1)にあるように我が国は資源小国であり、我が国の産業活動の維持と国民生活の安定のためには、海外からの資源供給の拡大を支援することが必要と考えられます。また、石油等の主要エネルギー資源は国際市場からの調達に対する依存度が高いこと、及びアジア地域において日本企業の事業活動が浸透しつつあることから、今後も旺盛なエネルギー需要が見込まれるアジア地域全体に対するエネルギー資源供給の拡大を支援することが必要と考えられます。
- ・ なお、資源開発プロジェクトは一般に、リスクが高く、巨額の資金を必要とすることから、民間金融機関のみでは対応が困難なケースが数多くあり、こうした案件に対し、国民負担に十分配慮しつつ、支援を行うことが必要です。

(3) 業務戦略の制約要因

- ・ 本行が政府の対外経済政策の実施機関であることから、政府の本事業分野に関わる政策の変更により目標自体の見直しが必要となります。
- ・ また、本行の支援を必要とする日本企業や開発途上国のニーズの変化等によって目標の達成状況が大きく左右されるところ、本事業分野において、それらに影響を与える主なものとしては、以下のものが考えられます。
 - 資源価格の動向
 - 資源産出国の資源政策
 - 開発途上国の政治・経済状況
 - 日本企業の資源案件への参入機会

2. 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み、及び取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を例示します。

課題1：我が国としてのエネルギー・鉱物資源の確保

海外からの安定的な資源の調達を実現するためには、日本企業による権益取得、及び長期引取または販売権取得に向けた事業、並びに資源供給国の新規開拓や新技術の活用による資源供給ソースの多角化といった資源関連事業に対する支援に加え、我が国への資源供給のボトルネックとなっている資源産出国等のインフラ整備に対する支援や、アジア地域へのエネルギー供給を目的とした資源関連プロジェクトの支援が求められています。

取り組み例

例1：権益取得、長期引取契約又は販売権取得により我が国として確実に確保できるエネルギー資源(石油・天然ガス)・鉱物資源等の拡大につながる事業に対する支援

(指標)

- ・ 本行支援対象案件による我が国へのエネルギー資源・鉱物資源等の新規権益取得・引取の増加量(下記は主要資源のみ)

	(参考)実績値			計画値
	1999	2000	2001	2002
(石油)	72 百万 B/Y	226 百万 B/Y	32 百万 B/Y	42 百万 B/Y
(ガス)	1,125 万t/Y	361 万t/Y	603 万t/Y	126 万t/Y
(銅)	515 千t/Y	700 千t/Y	245 千t/Y	700 千t/Y
(鉄)	0	0	1,385 万t/Y	800 万t/Y
(ウラン)	3,002stU308	167stU308	6,103stU308	2,577stU308

例2：資源供給国の新規開拓支援によるエネルギー資源・鉱物資源の供給多角化につながる事業に対する支援

(指標)

- ・ 石油案件における中東地域以外の支援対象案件の割合

	(参考)実績値			計画値
	1999	2000	2001	2002
	80%	88%	100%	83%

- ・ 天然ガス案件・鉱物資源案件のうち、新規対象国数

	(参考)実績値			計画値
	1999	2000	2001	2002

-	-	1	2
---	---	---	---

課題2： 高リスク・巨額な資源案件への適切な対応

一般に、リスクが高く、巨額な資金を必要とする資源案件に対しては、開発途上国政府や国際機関・他国公的機関との連携によるリスク軽減措置を通じた積極的な対応による案件の成立自体の支援や、ファイナンスの組成段階における関係者間の調整等により、円滑な案件の実施を支援していくことが必要であると考えています。

取り組み例

例1： 多様なリスク対応策による与信対象の拡大、及び円滑なファイナンス組成の推進
(指標)

- 新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
2	-	2	4

- ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法により新規与信を実現した支援対象案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
1%	3%	2%	4%

(注)分母は国際金融等業務の全出融資保証承諾案件数

例2： リスク負担軽減のための国際機関・他国公的機関との協調の推進

(指標)

- 国際機関・他国公的機関との協調融資を行った支援対象案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
0%	4%	2%	2%

(注)分母は国際金融等業務の全出融資保証承諾案件数

[事業分野 : 我が国の資本・技術集約型輸出の支援]

1. 基本認識

(1) 本事業分野に関する経済社会情勢等の現状

- ・ 我が国のプラント成約額は、通貨危機後のアジア地域における経済困難を主な要因として、1996年度の197.4億ドルをピークに大幅に落ち込んでおり、2000年度は152.3億ドルとなっています。
- ・ また、本行と主要な他国公的輸出信用機関(ECA)の公的輸出信用の承諾額を比較すると、1995年以降、本行が3,800億円程度で推移してきているのに対し、米、英、独はそれぞれ9,300億円、6,500億円、8,700億円程度で推移してきており、我が国のプラント輸出は他先進国に比べ低調な状況にあります。

(2) 業務戦略の方向性

- ・ プラント輸出は、その規模の大きさから通常長期の金融を必要とするため、我が国のみならず他の先進諸国もプラント輸出を支援するための公的輸出信用制度を持っています。そのため、プラント輸出の国際競争においては、各国の輸出信用機関(ECA)の提供するサービスが重要な要素となっており、本行も他国 ECA に劣らないサービスの向上が求められています。
- ・ 他方、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下、本事業分野においては、経済社会情勢の不安定性によって生じるカントリーリスクをはじめとする固有のリスクがある開発途上国向け案件への対応に限定することが必要です。

(3) 業務戦略の制約要因

- ・ 本行が政府の対外経済政策の実施機関であることから、政府の本事業分野に関わる政策の変更により目標自体が見直されます。
- ・ また、本行の支援を必要とする日本企業や開発途上国のニーズの変化等によって目標の達成状況が大きく左右されるところ、本事業分野において、それらに影響を与える主なものとしては、以下のものが考えられます。
 - 日本企業の国際輸出競争力
 - 開発途上国の政治・経済情勢

2. 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み、及び取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を例示します。

課題1： 日本企業の輸出競争力の確保

公的輸出信用制度として、金融条件に関しては国際的取極め(OECD 公的輸出信用ガイドライン取極め)の制約を受けることから、開発途上国向けプラント輸出における日本企業の国際競争力を確保するためには、各種業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府や他国 ECA との連携により、プラント輸出に伴う各種リスクの軽減措置を通じた積極的な対応や公的輸出信用制度の利便性の向上を通じたより質の高いサービスを提供することが求められています。

取り組み例

例1： 多様なリスク対応策による与信対象の拡大、及び円滑なファイナンス組成の推進
(指標)

- ・ 新規与信を実現した開発途上国政府・政府機関、地場企業・地場金融機関の数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
3	7	4	12

- ・ ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法により新規与信を実現した案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
2%	12%	-	47%

(注)分母は国際金融等業務輸出金融案件に対する出融資保証承諾案件数

例2： 輸出者の利便性向上のための他国輸出信用機関(ECA)との協力関係強化
(指標)

- ・ 他国 ECA との協調融資案件の割合 (モニタリング指標)

(参考)実績値		
1999	2000	2001
5%	12%	2%

(注)分母は国際金融等業務の輸出金融案件に対する出融資保証承諾案件数

課題2： 日本企業の輸出機会の創出

我が国のプラント輸出が大幅に落ち込んでいる状況下、上記課題1にあるような競争入札案件の受注に向けての支援のみならず、プロジェクトの実施決定に必要な調査を本行が行うこと

を通じ、我が国からのプラント輸出に繋がる可能性の高い優良プロジェクトを早期に発掘・形成し、日本企業の輸出商談の機会創出を図ることが求められています。

取り組み例

例： 案件発掘・形成調査業務の活用による日本企業の入札機会の拡大に対する支援
(指標)

- ・ 案件発掘・形成調査業務実施案件のうち、プロジェクト実施主体が実施を決定し、日本企業が入札機会を得た案件の割合(件数ベース) (モニタリング指標)

(参考)実績値		
1999	2000	2001
-	-	100%

課題3： 我が国が競争力を有するような公的輸出信用制度の構築

公的輸出信用制度については、OECD 輸出信用・信用保証部会をはじめとする国際会議においてそのルール等が取り極められるため、こうした国際会議における積極的提言により、我が国が他国に対し競争力を有するような制度とするよう努めることが求められています。

[事業分野 : 我が国産業の国際的事業展開の支援]

1. 基本認識

(1) 本事業分野に関する経済社会情勢等の現状

- ・ 我が国の対外直接投資残高の対 GDP 比を他の主要先進国と比較すると、1999 年で、英、独、米がそれぞれ 49.8%、18.9%、13.0%と高い水準であるのに比べ、我が国は 5.7%と著しく低い水準に留まっています。
- ・ また、本行が支援対象としている開発途上国における日本企業(製造業)の現地法人売上高は、1990 年の 8.4 兆円から 1997 年には 20.5 兆円にまで順調に増加してきたものの、アジア通貨危機の影響もあって 1998 年には 17.6 兆円に落ち込んでいます。
- ・ 我が国経済はデフレ状態が継続し、これに伴う不良債権問題による金融システムの不安定化や、民間金融機関の海外拠点からの撤退や業務縮小、企業の内需不振による業況不振や過剰債務等が、日本企業にとって国際的な事業展開を行う上での大きな制約要因の一つとなっています。

(2) 業務戦略の方向性

- ・ 我が国は、他の主要先進諸国との比較において、「投資後進国」の状況にあり、国内産業の空洞化に留意しつつも、日本企業が国際競争に対応するために行う海外直接投資を支援することが、我が国の産業構造の高度化を図る観点からも必要と考えられます。
- ・ 他方、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下、本事業分野においては、日本企業に対する直接的な支援としての貸付業務については、民間金融機関のみでは対応困難なリスクの高い分野・案件に限定するとともに、開発途上国との緊密な関係に基づく各種の投資環境整備等を通じた民間金融機関では行い得ない間接的な支援を行うことが必要です。
- ・ 日本企業の事業展開の制約要因の一つとなっているデフレ問題に対処するため、民間金融機関の業務を補完し、日本企業に対する円滑な資金供給を確保すること等が重要となっています。

(3) 業務戦略の制約要因

- ・ 本行が政府の対外経済政策の実施機関であることから、政府の本事業分野に関わる政策の変更により目標自体が見直されます。
- ・ また、本行の支援を必要とする日本企業や開発途上国のニーズの変化等によって目標の達成状況が大きく左右されるところ、本事業分野において、それらに影響を与える主なものとしては、以下のものが考えられます。
 - 日本企業の設備投資意欲

- 開発途上国の政治・経済状況

2. 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えています。また、これらの課題に対する取り組み、及び取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を例示します。

課題1： 開発途上国における日本企業の事業機会の創出

開発途上国における事業は、カントリーリスクをはじめとする国内での事業にはない固有のリスクが存在することから、本行が各種の業務を通じて緊密な関係を有している開発途上国政府や国際機関・他国公的機関との連携により、それらの事業にまつわる各種リスクの軽減を図ることで、開発途上国における日本企業の事業を可能とすることが求められています。また、途上国の日系企業との密接な関係を有する本邦金融機関と協力し、その業務を補完することも、日本企業の海外事業展開を効果的に支援する上で重要となっています。

取り組み例

例1： 多様なリスク対応策による与信対象の拡大、及び円滑なファイナンス組成の推進

(指標)

- ・ 新規与信を実現した開発途上国政府機関、地場企業・地場金融機関の数

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
1	4	4	4

- ・ ストラクチャード・ファイナンスやプロジェクト・ファイナンス等の手法により新規与信を実現した支援対象案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
1%	7%	12%	15%

(注)分母は国際金融等業務の全出融資保証承諾件数

例2： リスク負担軽減のための国際機関・他国公的機関との協調の推進

(指標)

- ・ 国際機関・他国公的機関との協調融資を行った支援対象案件の割合

(参考)実績値			計画値
1999	2000	2001	2002
-	-	0%	1%

(注)分母は国際金融等業務の全出融資保証承諾件数

課題2： 日本企業のニーズを反映した開発途上国における経済インフラ整備 及び投資関連諸制度の整備支援

開発途上国において日本企業が事業を行う場合、開発途上国固有のリスクに加え、未整備な経済インフラ(電力供給等)や投資関連諸制度(外資受入政策等)といった事業環境の整備を必要とする場合が多いことから、開発途上国における事業環境の整備について、日本企業のニーズを十分反映することが求められています。

取り組み例

例1： 開発途上国の経済インフラ整備に対する支援

(指標)

- ・ 本行の開発途上国における経済インフラ案件への取り組みに対する現地日系企業の満足度(注： 2002年度より満足度調査を実施予定)

例2： 開発途上国における円滑な事業運営のための諸制度の整備・改善に対する支援

(指標)

- ・ 外資受入政策等の投資環境の改善に関する本行の提言に対する現地日系企業の満足度(注： 2002年度より満足度調査を実施予定)

課題3： 日本企業のニーズを反映した開発途上国における裾野産業の育成

開発途上国において日本企業が事業活動を安定的に行うためには、原料、部品等の円滑な現地調達が不可欠であり、開発途上国における民間部門のうち、特に裾野産業を育成することが求められています。

取り組み例

例： 地場裾野産業育成のための現地企業(日系企業含む)に対する支援

(指標)

- ・ 開発途上国の現地企業(日系企業含む)育成を目的としたツーステップローンを利用した現地企業数(モニタリング指標)

(参考)実績値		
1999	2000	2001
26	158	63

(注)但し、円借款を除く。

課題4： 開発途上国の経済情勢等の環境変化への機動的対応

開発途上国における日本企業の事業活動や我が国の国内経済に多大な悪影響を及ぼすアジア通貨危機のような事態に機動的に対応するため、マクロ経済のみならず、企業の業況等の实体经济の状況を的確に把握し、政府の政策・施策の立案に適切に情報発信することが求められています。

取り組み例

例：信用収縮等への機動的対応のための現地日系企業の業況把握の充実

(指標)

- ・ 現地日系企業の定期的業況調査の実施対象国数(注:2002年度より本行支援対象先企業以外の現地日系企業を含む定期的業況調査を順次実施予定)

[事業分野 : 開発途上国の地球規模問題への対応支援]

1. 基本認識

(1) 本事業分野に関する経済社会情勢等の現状

- 地球温暖化の要因の大半を占める二酸化炭素(CO₂)排出量について、そのうち、開発途上国によるものは、1995年の86万トンから1996年には120万トンに増加しています。特に、中国及びインドがそれぞれ34万トン、10万トンを占めており、米国(53万トン)や日本(12万トン)の年間排出量に比肩するものとなっているとともに、一層の増加が懸念されます。
- 酸性雨の原因となる硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)の排出量について、アジアの主要都市(注)における排出量は、平均でそれぞれ73 µg/m³、57 µg/m³となっており、特に重慶における硫黄酸化物の排出量は340 µg/m³、北京における窒素酸化物の排出量は122 µg/m³で、世界保健機構(WHO)のガイドラインを大幅に超えています。

(注)ここでいう主要都市に含まれるのは、上海、重慶、北京、ボンベイ、カルカッタ、デリー、クアラルンプール、マニラ、バンコク(但し、NO_xについては、クアラルンプールとマニラを除く)。

(2) 業務戦略の方向性

- 開発途上国における二酸化炭素及び硫黄酸化物・窒素酸化物の排出量の増加は、開発途上国のみならず、地球温暖化、酸性雨といった現象を通じ、我が国にも重大な影響をもたらすものであり、これらの排出を抑制することが必要と考えられます。
- これらの排出の抑制につながる事業への支援等を通じ、地球温暖化・我が国における酸性雨問題の影響の緩和を目指します。

(3) 業務戦略の制約要因

- 本行が政府の対外経済政策の実施機関であることから、政府の本事業分野に関わる政策の変更により目標自体が見直されます。
- また、本行の支援を必要とする日本企業や開発途上国のニーズの変化等によって目標の達成状況が大きく左右されるところ、本事業分野において、それらに影響を与える主なものとしては、以下のものが考えられます。
 - 開発途上国の政治・経済状況
 - 日本企業の排出権取引等への取り組み意欲

2. 業務課題

上記1の基本認識に基づき、本行としては、以下のような課題に取り組む必要があると考えて

います。また、これらの課題に対する取り組み状況を評価・モニタリングするための指標を例示します。なお、指標には、計画値を上回る、又は下回ればよいもの、計画値の水準にあることがよいもの(大幅に上回る、又は下回ることが却って不適切なもの)があり、それに応じて適切に評価・モニタリングします。

課題1： 開発途上国政府による地球温暖化対策と我が国の酸性雨問題を軽減する対策への支援の拡充

本行は、開発途上国支援を通じ、従来から我が国の高い技術の活用を図りながら、公害防止等に関する支援を実施してきました。こうした本行の経験を活かし、開発途上国政府に対する、地球温暖化と我が国の酸性雨の要因となっているCO₂及びSO_x・NO_xの排出量削減・吸収に資する対策への支援が求められています。

取り組み例

例1： 地球温暖化対策としての二酸化炭素(CO₂)の排出量削減・吸収につながる事業に対する支援

(指標)

- ・ CO₂の排出抑制に資する支援対象案件の割合(森林保全・植林事業を含む)

実績値(参考)			計画値
1999	2000	2001	2002
4%	10%	3%	3%

- ・ 上記支援対象案件により削減されるCO₂の排出量(モニタリング指標)

実績値(参考)		
1999	2000	2001
3.1百万トン	30.2百万トン	1.1百万トン

例2： 我が国の公害防止等のクリーン・テクノロジーの普及を伴う案件に対する支援

(指標)

- ・ 我が国のクリーン・テクノロジーが導入された本行支援対象案件の割合

実績値(参考)			計画値
1999	2000	2001	2002
4%	7%	4%	4%

課題2： 日本企業を通じた地球温暖化対策への支援の拡充

日本企業は CO₂の排出抑制に関して高い技術を有しており、こうした技術を円滑に開発途上国に導入するとともに、排出権獲得が我が国の産業活動維持の観点からも不可欠であることから、日本企業の排出権獲得に資する事業への支援を通じた地球温暖化対策への貢献が求められています。

課題3： 地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題への対応の強化

地球温暖化と酸性雨対策以外の地球規模問題についても、今後、我が国としての積極的な貢献が必要となると考えられることから、地球規模問題に関する国際会議・フォーラム等の国際的枠組みへの参加を通じ、情報・意見交換を積極化、これを本行内にフィードバックすることにより体制を強化することが必要と考えられます。なお、本行として支援の経験のある感染症・人口問題への対策については、引き続き実施します。

取り組み例

例1： 本行として経験を活用し得る感染症・人口問題への支援

(指標)

- ・ 感染症・人口問題に対処するための円借款対象案件の割合

実績値(参考)			計画値
1999	2000	2001	2002
2%	3%	3%	3%

課題4： 地球規模問題に関する技術・知見を有する我が国内外の研究機関・国際機関・企業・NGO 等の関係機関との知的連携の強化

地球規模問題に対しては、本行が有している開発途上国政府や開発途上国で活動する民間企業と深いつながりを活用することにより、効果的に対処することが可能と考えられます。また、同問題については、我が国内外の研究機関、国際機関、企業、NGO 等、様々な団体が豊富な知見・情報を有しています。こうした知見・情報を開発途上国における取り組みに活用するため、これら団体との間で意見・情報交換を積極的に実施することが求められています。